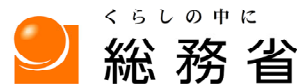


訂正→9/17配布  
令和元年9月17日に配布した「夕張市財政再生計画の変更の同意」の「別紙1」について、記載に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。訂正箇所は見え消しとしています。別紙1以外については、修正および変更はありません。  
(連絡先) 総務省自治財政局財務調査課 脇本専門官 工藤係長  
TEL 03-5253-5649 FAX 03-5253-5650



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年9月17日

## 夕張市財政再生計画の変更の同意

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第10条第6項の規定により、夕張市長から北海道知事を通じて令和元年9月10日に協議のあった同市の財政再生計画の変更について、本日、総務大臣が同意しましたのでお知らせします。

### 1. 財政再生計画の変更の概要

別紙1のとおりです。

### 2. 財政再生計画の変更の内容

別紙2のとおりです。

### 3. 経過

財政再生計画の変更の市議会での議決……………令和元年 9月10日

財政再生計画の変更の総務大臣への協議……………令和元年 9月10日

財政再生計画の変更の総務大臣の同意……………令和元年 9月17日

#### 連絡先

総務省自治財政局財務調査課

(担当：脇本専門官、工藤係長)

電話：03-5253-5649 (直)

FAX：03-5253-5650

【訂正箇所】  
別紙 1 「夕張市財政再生計画の変更（令和元年 9 月）の概要」

## 夕張市財政再生計画の変更 （令和元年 9 月）の概要

- I 歳入・歳出額の変更における主な内容  
2 性質別歳入・歳出の増減  
(1) 歳入  
「その他の増」

- 本年 6 月 14 日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和元年度予算について、その後が発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

### I 歳入・歳出額の変更における主な内容

#### 1 主な変更事項

##### (1) 水道事業会計への繰出し（+ 74 百万円）

平成 28 年度の浄水場の建替えに伴い、建設改良費が割高となったことから、一般会計から水道事業会計へ繰出しを行うもの。

（財源）一般財源 74 百万円

##### (2) 老朽住宅の除却事業（+ 36 百万円）

老朽化が進んでいる市営住宅の除却を実施するもの。

（財源）国支出金（住宅市街地総合整備促進事業補助金）18 百万円

一般財源 18 百万円

##### (3) 林道橋梁維持補修工事（+ 28 百万円）

夕張市旭町に所在する林道旭線の林道橋梁（3 橋）について、架設から 50 年以上経過し、損傷が著しいことから、維持補修工事を実施するもの。

（財源）道支出金（農山漁村地域整備交付金）14 百万円

一般財源 14 百万円

#### 2 性質別歳入・歳出の増減

##### 【一般会計】

##### (1) 歳入

国・道支出金の増（+ 28 百万円）、繰入金の増（+ 207 百万円）、地方債の減（▲ 34 百万円）、その他の増（~~+10~~+1 百万円）により 202 百万円の増

##### (2) 歳出

人件費の増（+ 1 百万円）、物件費の増（+ 62 百万円）、維持補修費の増（+ 56 百万円）、建設事業費の減（▲ 38 百万円）、その他の増（+ 121 百万円）により 202 百万円の増

## II 財政再生計画本文の変更

令和元年10月1日に予定されている消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、7月26日開催の第3回臨時夕張市議会において、使用料の一部見直しを行う条例が可決されたことから、財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

### 〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

#### 4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画

##### (変更前)

- ・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。
- ・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。

##### ※使用料・手数料上げの内容

施設使用料：平成19年度から50%引き上げ

下水道使用料：平成19年度から2,440円/10<sup>m</sup>に引き上げ

各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ

各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ

ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/戸など）

し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、

新たに処理料を徴収

水道使用料：平成24年度から2,956円/10<sup>m</sup>に引き上げ

火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して

3,600円～16,000円引き上げ

##### (変更後)

- ・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。
- ・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。

##### ※使用料・手数料上げの内容

施設使用料：平成19年度から50%引き上げ（令和元年10月より消費税及び地方消費税の引き上げ分を  
転嫁）

下水道使用料：令和元年10月から2,555円/10<sup>m</sup>に引き上げ

各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ

各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ

ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/戸など）

し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、

新たに処理料を徴収

水道使用料：令和元年10月から3,096円/10<sup>m</sup>（量水器使用料含む）に引き上げ

火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して

3,600円～16,000円引き上げ